

## 令和元年度 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画【評価結果】

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成 27 年 5 月 25 日(総務大臣決定))」に基づき策定した「令和元年度 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画」について、当該計画に定める評価指標を達成するための各種取組の達成状況及び実行性等について以下のとおり自己評価を実施した。

## 1.令和元年度調達等合理化計画の実施状況

調達等合理化計画	実施状況
<p>1. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1)適正な調達手続の確保</p> <p>一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保等を図ることとし、次の取組を継続実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公告期間の十分な確保(最低価格落札方式は、原則 20 日以上)</li> <li>➤ 業務請負等の受注者準備期間の十分な確保</li> <li>➤ 応札者に分かりやすい仕様書の作成・仕様書及び発注単位の点検</li> <li>➤ 入札条件等の点検</li> <li>➤ 電子入札の活用の促進(業者事情により実施できない場合は除く。)</li> <li>➤ 業界団体等への入札情報の提供</li> <li>➤ 予定価格設定方法の検証</li> <li>➤ 応札者実績リストの作成</li> <li>➤ 年間発注計画の作成及びホームページ掲載</li> <li>➤ 一者応札案件に対し、応札しなかった企業へのアンケート</li> <li>➤ 一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施</li> <li>➤ 人件費及び物件費データベースの更なる充実</li> <li>➤ 関係法人との契約の適正化</li> </ul> <p>さらに、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、落札率が 100%等、高落札率となっている契約案件についての原因の分析・検討を行うことにより、更なる契約の適正化を図る。</p>	<p>1.重点的に取り組む分野</p> <p>(1)適正な調達手段の確保</p> <p>一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を図るため、公告期間の十分な確保、応札者に分かりやすい仕様書の作成、電子入札の活用、年間発注計画の機構公開ホームページへの掲載、応札しなかった企業へのアンケート調査・分析等の取組を継続実施した。</p> <p>また、評価指標「応札者拡大のための新たな取組」については、新規参入を促すため入札手順を分かりやすく解説した「JAEA 入札参入ガイド」を策定し機構公開ホームページへ掲載(令和元年 10 月)した。</p> <p>落札率 100 パーセント案件については、一般競争入札を実施した 2,932 件に対し 176 件(6.0%)となっており、平成 30 年度実績 265 件(8.4%)に比べ、89 件(2.4 ポイント)減少し、平成 28 年度及び平成 29 年度とほぼ同水準となった。</p> <p>評価指標「研究開発の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行」については、複数年にわたり一者応札が継続している契約案件(477 件)について分析・評価を行い、製造元やその代理店以外による契約履行が実質的に困難な案件や、応札者拡大の取組を実施してもなお競争環境が整う見込みがない案件について、合理的な契約方式として一般競争入札から確認公募による競争性のある契約に 18 件移行した。</p> <p>また、研究開発に係る設備機器の特殊性や互換性の確保、特殊な機器の買入れ等の特殊性を理</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>また、複数年に渡り一者応札が継続している契約案件についての分析・評価を行い、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続を実施する。</p> <p><b>【評価指標：応札者拡大のための新たな取組、研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行】</b></p>	<p>由とした随意契約要件(特命クライテリア)を適用した競争性のない随意契約を180件実施(令和元年度における少額随意契約基準額を超える全契約件数4,360件に対して4.1%)し、平成30年度実績(132件)に比べ、48件増加させた。</p> <p>さらに、原子力施設における管理区域内の年間請負作業のうち、核燃料物質を取り扱う高度な専門性・習熟性が必要な安全上重要な作業については、請負業者が技術継承や人材育成等により技術的能力を維持し長期的かつ安定的に業務を実施するといった保安上の特殊性を考慮し、契約監視委員会での審議を経て特命クライテリアの見直しを行い、一般競争入札から競争性のない随意契約へ17件移行(うち、15件を複数年契約へ移行)することとした。その際、契約仕様書について要求事項の明確化、仕様内容の具体的かつ定量的な記載となるよう見直しもを行い、令和2年度の契約手続を進めた。</p>
<p>(2) 調達及び契約方法の多様化</p> <p>環境負荷の少ない物品等の調達を実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、現場利便性向上を考慮した調達及び契約方法の多様化に取り組むとともに、単価契約を含む一括調達の取組を継続実施する。</p> <p><b>【評価指標：単価契約を含む一括調達の対象範囲拡大】</b></p>	<p>(2) 調達及び契約方法の多様化</p> <p>物品等の選定に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するなど、環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施するとともに、更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、コピー用紙、事務用品及び小規模施設の電気需給契約並びに機構内で幅広く使用されているソフトウェアライセンス(Microsoft Office)の一括調達を継続実施したことに加え、新たなソフトウェアライセンス(Adobe Acrobat)の一括調達を実施し、契約業務の合理化及び効率化を図った。</p> <p>スーパーコンピュータシステムについて、量子科学研究開発機構と共同調達を実施し経費節減及び業務の合理化を図った。</p> <p>調達手続の期間短縮及び簡便化による業務効率化に資するものとして、少額で購買頻度の高い消耗品を対象としたインターネット購買サイトを活用した物品調達(Web 調達)システムについて、令和3年度正式導入に向けシステム環境整備に着手した。</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>(3)職員等のスキルアップ</p> <p>契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を開催することで、契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性の向上に努める。さらに、契約監視委員会等からの指摘事項をアーカイブ化し、契約担当者のスキルアップ等に活用する。</p> <p><b>【評価指標:研修・スキルアップ活動:実施回数1回以上/年】</b></p>	<p>(3)職員等のスキルアップ</p> <p>契約業務の基礎知識、予定価格の積算方法、各種契約方式の実務上の留意点を習得させるため、契約業務初任者を対象とした研修(令和元年7月に14名受講)や契約実務者を対象とした研修(令和元年9月に13名受講)を実施した。</p> <p>また、適正な入札・契約手続及び不適切事案の未然防止を目的として、これまでの会計実地検査及び契約監視委員会等における指摘事項やその対応策を分かりやすく解説した「契約手続に関する指摘対策ケースブック(請求箇所編)」を作成し、契約請求部署への啓蒙活動を実施した。</p>
<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1)随意契約に関する内部統制の徹底</p> <p>随意契約を締結することとなる案件について、法人内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、全て少額随意契約基準額超の案件について事前点検を実施する。</p> <p><b>【評価指標:契約審査委員会による点検件数:少額随意契約基準額超全件】</b></p>	<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1)随意契約に関する内部統制の徹底</p> <p>令和元年度においても少額随意契約基準額を超える全ての随意契約(788件)について、専門的知見を有する技術系職員を含む機構職員及び外部有識者(2名)を委員として構成する契約審査委員会(委員長は契約部長)により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検・検証を実施した。</p>
<p>(2)不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>調達に係る不祥事の発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。</li> <li>・懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施する。</li> <li>・契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。</li> <li>・リスクマネジメントを推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。</li> <li>・各拠点の契約請求発注部署を対象に適切な契約手続、リスクの未然防止、コスト削減を目的に、契約方式、発注単位・仕様内容などについて発注前の事前ヒアリングを実施するとともに、契約の適正</li> </ul>	<p>(2)不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>不祥事の発生の未然防止・再発防止のための相互牽制機能として、契約部及び各研究開発拠点契約担当課が連携し、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各研究開発拠点契約担当課長を対象とした会議を5回開催し、懸案事項又は規程等の改正など、密な連携強化及び共通認識を図った。さらに全拠点(8拠点)の契約請求発注部署を対象に適正な契約手続の確保、契約リスクの未然防止及び経費節減・コスト意識の醸成に関するコンサルティング活動(発注計画に対するヒアリング、契約適正化に関する説明会)を実施した。その結果、同種契約の一本化等により、機構全体で約35百万円のコスト減が図られた。</li> <li>・各研究開発拠点契約の契約審査を8回実施し、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類等は適正に管理されているかなどを審査し</li> </ul>

調達等合理化計画	実施状況
<p>化に関する説明会を実施し、契約の競争性、透明性及び公平性の確保に努める。</p> <p>・全職員に対して研究不正防止及び入札談合の未然防止の観点から e ラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクマネジメントの観点から、契約業務で想定されるリスクの抽出を行うとともに、契約担当課長会議等において契約リスクの認識の共有化を行った。</li> <li>・契約関係職員のみならず全役職員に対して入札談合の未然防止を図るため、e ラーニングによる入札談合防止教育を実施した(受講率 100%)。</li> <li>・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、研究費の不正使用の未然防止を図るため、e ラーニングによる研修を実施した(受講率 100%)。</li> </ul>
<p>(3) 利害関係者等との接触に関する取組</p> <p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。</p> <p>また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。</p> <p>これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているか等について、引き続き監視・検討していく。</p>	<p>(3) 利害関係者等との接触に関する取組</p> <p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等に基づき、利害関係者等と機構職員が契約手続、仕様等に関して接触した場合は接触記録を作成し、四半期ごとに機構ホームページにて公表する取組を継続した。</p> <p>また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口(弁護士事務所)及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度の運用を継続した。</p>

## 2.令和元年度調達等合理化計画における自己評価

### ○適正な調達手段の確保

一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を目的として、新規参入を促すため入札手順を分かりやすく解説した「JAEA 入札参入ガイド」を策定し機構公開ホームページへ掲載したほか、これまでの各種取組を継続実施しているが、原子力研究に係る特殊物品の調達等については、互換性や継続性の観点から新規企業が参入を回避したことにより一者応札となる傾向が継続している。

また、落札率 100 パーセント案件について、100 パーセント案件が極力発生しないように努めた結果、前年度に比べ▲89 件(件数割合 8.4%⇒6.0%、▲2.4 ポイント)減少した。

さらに、随意契約について、研究開発成果の最大化を重視する観点から、研究開発業務の特殊性を理由とする「特命クライテリア」を適用する案件が増加し、この結果、競争性のない随意契約を 180 件(4.1%)実施した。また、新たに管理区域内の年間請負作業のうち、核燃料物質を取り扱う安全上重要な作業については、請負業者が技術継承や人材育成等により技術的能力を維持し長期的かつ安定的に業務を実施するといった保安上の特殊性を考慮し、契約監視委員会での審議を経て、「特命クライテリア」の見直し等を行い、一般競争入札から競争性のない随意契約へ移行することとし、令和 2 年度の契約手続を進めた。あわせて、一者応札が継続している契約案件の一部を確認公募による競争性のある契約に着実に移行した。

### ○職員等のスキルアップ

適正な入札・契約手続及び不適切事案の未然防止を目的として、「契約手続に関する指摘対策ケースブック(請求箇所編)」を作成し、契約請求部署へ啓蒙活動を行った取組について、契約監視委員会から一定の評価を得た。

### ○調達に関するガバナンスの徹底

不祥事の発生 of 未然防止・再発防止のための取組として、全拠点の契約請求部署を対象とした発注計画ヒアリング等の契約適正化等に関するコンサルティング活動を実施した。

また、契約審査委員会による審査、入札談合の防止及び研究不正に係る e ラーニングなどの各種教育の実施等を通じて調達に関するガバナンスの徹底を図った。

引き続き、調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について点検を受け、契約の更なる合理性、競争性、透明性及び公正性の確保に向けた取組を実施する。

以 上